

(第22号議案)

中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) <u>(2) 人事評価の状況</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7) 退職管理の状況</u> <u>(8)</u> 研修の状況 <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) 第4条～第7条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u>	第1条・第2条 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> <u>研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 第4条～第7条 (略) 附 則 (略)